

入院期間が 180 日を超える入院に関する選定療養費（保険外併用療養費）

内容

入院医療の必要が低いものの患者さん側の事情により長期にわたり入院している患者さんへの対応を図る観点から、180 日を超える入院については、患者さんの自己の選択に係るものとして、その費用を患者さんから徴収することができる。

金額

患者の選択により 180 日を超えて入院する場合 1 日につき 3,542 (3,220) 円 ※

※消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。